

古河市告示第 37 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により告示し、同法第 2 項の規定により当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 7 日

古河市長 針 谷 力



- 1 都市計画の種類及び名称  
古河都市計画 土地区画整理事業（駅南土地区画整理事業地区）
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
古河市古河字鹿養道南、古河字大堤道北の各一部
- 3 縦覧場所  
古河市都市建設部都市計画課

古河都市計画土地区画整理事業の変更（古河市決定）

都市計画駅南土地区画整理事業を次のように変更する。

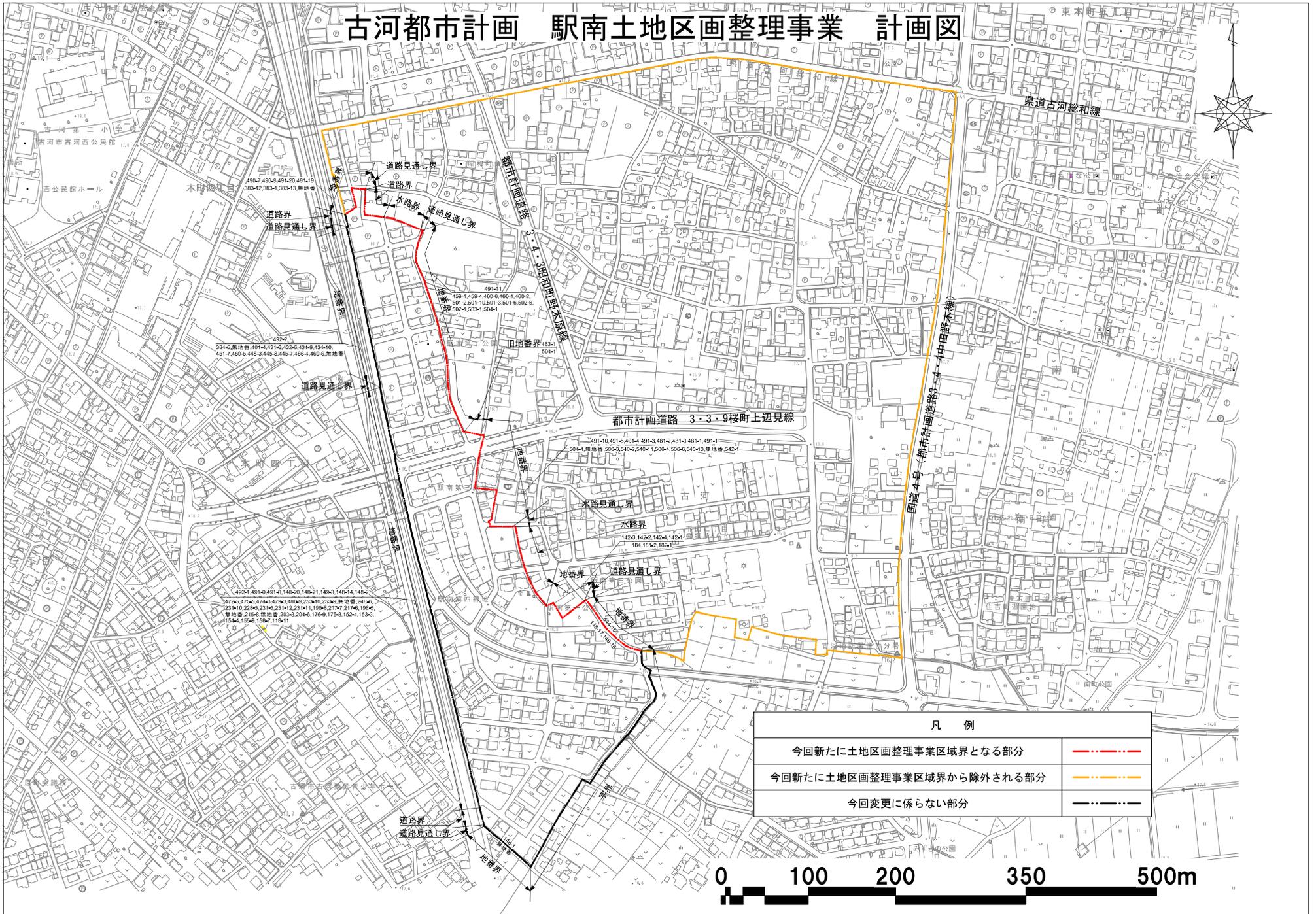
名 称	駅南土地区画整理事業				
面 積	約 8.8ha				
公共施設の配置	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長
		幹線街路	3・3・9 桜町上辺見線	22m	約 99m
	上記の都市計画道路を根幹として、区画街路及び通路を宅地の利便に供するよう に適宜配置する。				
	公園及び 緑地	街区公園 3 箇所（0.26ha）のほか、緑地（0.03ha）を配置する。			
その他の 公共施設	上水道を別途水道事業で整備する。 下水道を別途下水道事業で整備する				
宅地の整備	幹線街路沿道は、沿道サービス等の複合利用、住居地域は、良好な住環境と景 観を有する住宅地を整備し、それぞれの用途にあわせた土地利用の純化を図る。 既存の道路や公共・公益施設を極力利用して、現況に近い形での宅地利用がで きる街区及び宅地の整備を図る。				

「施行区域は計画図表示」のとおり

**理 由**

長期未着手であった駅南土地区画整理事業について、地区計画による規制誘導や地区施設として道路整備を行うこととし、その面積を一部事業が完了した区域のみに縮小する都市計画の変更を行う。

# 古河都市計画 駅南土地区画整理事業 計画図



凡 例	
今回新たに土地区画整理事業区境界となる部分	
今回新たに土地区画整理事業区境界から除外される部分	
今回変更に係らない部分	



